

発行所

株式会社 FFPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

## 名目役員に対する報酬

Q：取締役が退任することになり、自分の妻を新任の取締役にしようと思っています。

専業主婦の妻に報酬を支給しても、問題ないでしょうか。

A：奥さんが経営に従事しているかどうかポイントになります。

### 【解説】

法人の支給する役員報酬が、①定款又は株主総会等の決議によってあらかじめ定められた支給基準に基づき規則的に支給され、かつ②その報酬の額が適正と認められるものであれば、損金の額に算入されます。

また、税務上の役員とは、会社の取締役、監査役、理事、監事、清算人等で法人の経営に従事している者をいいますので、税務上役員報酬と認められるためには、その者が③法人の経営に従事していることが重要な要件になります。以上①～③の要件が充足してはじめて役員報酬が損金に算入されます。

ご質問の場合、奥さんが法人の経営に従事していないのであれば、奥さんに支給する役員報酬は税務上の役員報酬とはならず、その支給が、単にあなたの給与所得の分散を図るものであると認められる場合は、あなたに対して支払われた報酬として認定されると思われます。

また、非常勤役員として経営に従事しているということであれば、その職務の内容、その他の条件等を総合的に勘案してその報酬額が適正かどうか判断され、適正と認められる金額までは損金の額に算入されます。

